

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金の運用として保有する株券等（株券を除く。）</p> <p>九〇一（略）</p>	<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 国が郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の運用として保有する株券等（株券を除く。）</p> <p>九〇一（略）</p>